

令和4年第4回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 4年10月24日（月）

午前 9時54分 開 会

午前10時13分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 4 議案第 1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

○出席議員 （15名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	木 下 八重子 君	4番	山 口 清 悦 君
5番	山 本 正 信 君	7番	関 藤 龍 也 君
8番	寄 谷 猛 男 君	9番	佐々木 和 代 君
10番	安 樂 良 幸 君	11番	本 間 保 昭 君
12番	田 村 勇 君	13番	柴 田 文 男 君
14番	荒 木 文 一 君	15番	水 口 典 一 君
16番	東 元 勝 己 君		

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
保 健 福 祉 部 長	横 山 浩 丈 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	深 村 栄 司 君	事 務 局 副 主 幹	壽 崎 行 洋 君
書 記	高 橋 誠 君	書 記	吉 田 陽 愛 君

開会 午前 9時54分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和4年第4回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、15名であります。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において荒木議員、水口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第3、報告第1号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました報告第1号、専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は令和4年9月9日午後5時20分頃、事故発生場所は滝川市大町1丁目2番15号、滝川市役所駐車場で、相手方は記載のとおりです。損害賠償額は20万5,792円で、市が加入する全国市有物件災害共済会の自動車損害共済が適用され、全額補填となります。事故原因につきましては、市役所駐車場で公用車両のパネルバントラック、箱型トラックですが、これを駐車のため後退させたところ当該車両の右後方部を駐車していた相手方車両の右後方部に接触させ、損害を与えたものであります。専決処分年月日は、令和4年9月30日です。

以上、報告とさせていただきますが、車両の運行につきましては日頃から安全運転及び細心の注意を払うよう注意喚起を行ってきたところですが、このたびの事故で多大なご迷惑をおかけしましたことを相手方並びに市民の皆様には深くおわび申し上げます。今後におきましては、運転業務に従

事する職員に対し一層の安全運転の徹底を図り、事故防止に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第4 議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第8号）

○議長 長 日程第4、議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和4年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正は、電力等価格高騰緊急支援給付金を支給するための補正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う子育て世帯への生活支援金給付事業の補正などが主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億157万6,000円を追加し、予算の総額を228億1,620万円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額1億4,725万円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は子育て世帯への生活支援金給付事業に要する経費の補正でございます。令和4年第2回定例会において、滝川市の独自施策である子育て世帯への生活支援金を支給するための補正予算を可決いただきましたが、エネルギー価格や物価高騰の影響が長期化していることから、給食費やインフルエンザワクチン接種費用をはじめ様々な面での負担軽減にご活用いただけるよう児童1人当たりの支給額を1万5,000円増額するため、7,815万円を補正したいとするものです。

なお、今回の増額分を含め、児童1人当たり3万5,000円の支援金を一括支給したいとするものです。

2点目は、電力等価格高騰緊急支援給付金給付事業に要する経費の補正でございます。電力、ガス、食料品等の価格高騰が長期化していることから、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため滝川市の独自支援として1世帯当たり1万円を支給するため、6,910万円を補正したいとするものです。

なお、この後ご説明します国の電力等価格高騰緊急支援給付金給付事業と併せて支給することとしたことから、支給対象者につきましては国の要件と同様としております。

3款1項1目社会福祉費、補正額3億5,432万6,000円の増額につきましては、電力等価格高騰緊急支援給付金給付事業に要する経費の補正でございます。国は、昨今の電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、電力等価格高騰緊急支援給付金を創設しました。本給付金の支給対象者は2つの区分があり、1つ目は世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯、2つ目は予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯であり、1世帯当たり5万円を支給するため補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の電力等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金及び電力等価格高騰緊急支援給付金給付事務費補助金で措置されるものです。

なお、支給に当たっては先ほどご説明申し上げました滝川市独自支援の1万円と国の支援分5万円の合計6万円を一括支給したいとするものです。

以上、歳出合計で5億157万6,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。16款2項2目民生費補助金及び16款2項7目総務費交付金は、いずれも歳出関連でございます。

17款2項7目総務費補助金1,422万2,000円の増額につきましては、第2回定例会で可決いただきました低所得世帯への生活支援金給付事業の財源として計上した市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金の内示額が示されたことから、増額補正したいとするものでございます。

21款1項1目繰越金1,133万9,000円の増額は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

以上、歳入合計で5億157万6,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 おはようございます。それでは、質疑させていただきます。

まず、1点は子育て世帯への生活支援給付金の給付時期、あわせてその下の電力等価格高騰支援の給付金の給付する時期、この時期を明確にしていだきたいなと思います。

○議 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 三上議員からのご質疑にお答えしたいと思います。

給付金ということですので、なるべく早く給付するということが必要と考えてございます。臨時会終了後、直ちに作業に着手し、まずは月末とかに通知をお送りし、その上での支給ということになりますので、11月になるというふうに思っております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 6月の議会で子育て世帯への生活支援給付金は2万円、それと低所得者の方は5万円

の給付が可決したところですから、2定といえば6月ですから、それから随分たっております。10月1日を基準日として支給に取りかかるということだったのですけれども、市民の、特に子育てを抱えている世帯については10月中に支給されるのかなと思われている方が多くいらっしゃいます。そういったことで、2万円プラス1万5,000円ということで上乗せしていただいたのは本当にありがたいと思いますけれども、この支給日がずれ込んでいるということで、確かに10月1日基準でありますけれども、ずっと作業を進めてこられたわけですね。2万円支給するというのでどういう方が対象なのか作業は進めてこられたと思うのです。それで、今回1万5,000円プラスということで、確かに10月1日が基準日ということで日にちがないのは分かりますけれども、これまでずっと準備されてきたので、そんなに時間はかからないと思うのです。その辺はどうなのでしょう。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 実は6月議会で、分からない形で提案してしまったのかもしれませんが、まず当初提案といたしまして住民税の非課税世帯に対しまして令和4年の住民税均等割非課税世帯に1世帯当たり10万円の給付、併せて低所得の子育て世帯に対する給付、これにつきましては児童扶養手当の受給者でございますが、1児童当たり5万円、この給付をするということで当初提案をさせていただきました。その後給付金といいますか、国からの交付金があるということでまた別の提案をさせていただいております。それが最終日に提案させていただきました低所得世帯への生活支援金給付事業、市単独給付ということで、高齢者、重度障がい世帯へ1世帯当たり1万2,000円の給付、それから子育て世帯への生活支援金の給付ということで18歳以下の児童がいる世帯全て1児童当たり2万円の給付と。それとあわせて、実は北海道の子育て世帯の臨時給付金というのも児童扶養手当ということで当初提案の部分に乘せる補正というのもさせていただいております。そのときも一応説明をさせていただいたのが説明がなかなか届かなかったのかなというふうに思っておりますが、まずは当初提案させていただいた2つ、これについて速やかに支給を進めていきたいと。その後連続して切れ目のない給付をしていきたいということで、それについては10月に支給をしたいということで説明をさせていただいております。

今回電力高騰等新しい事業によって給付金が組み上げることになりました段におきましては、今申しました子育て世帯の分に追加するというのと、それと新たに住民税の非課税世帯に対して5万円プラス市単独の1万円で6万円という2つの給付をしていくということで考えさせていただいております。当初子育ての世帯の部分でいいますと10月1日基準日で、もしかすると10月末ということではなく、10月20日前後ぐらいに通知ができるということがあったかもしれないのですが、その部分は大変申し訳ございませんけれども、ご理解をいただいた上で直近というふうになるというふうに考えております。10月末までにはしっかりとプッシュ型の通知をさせていただいた上で11月の中旬までにはそれらの世帯にお届けしたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。
(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第1号を採決いたします。
本案を可決することに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は可決されました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
これにて令和4年第4回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時13分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員